

肥料価格高騰により影響を受けている農業者の皆様へのお知らせ

令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業

肥料価格高騰の影響に対して、たい肥の利用など化学肥料の使用量低減に取り組む県内農業者の皆様の持続可能な農業経営を支援するため、**肥料の価格高騰分の一部費用を支援**します。

たい肥の利用など
による化学肥料の
使用量低減とは？

- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| ①たい肥の利用 | ④土壌診断の結果による減肥 | ⑦低成分肥料の利用 |
| ②有機質肥料の利用 | ⑤生育診断による減肥 | ⑧可変施肥機械の利用 |
| ③局所施肥 | ⑥緑肥の利用 | ⑨育苗箱施肥 ⑩その他 |

支援内容

対象経費

農業者が購入し、事業対象年度に使用する肥料の価格高騰分の一部

対象者

県内に住所を有し、県内で作物の生産を行う農業者であって、10a（施設花きは2a）以上の作付面積を有すること。

対象作物

令和7年度に販売を目的に作付けされ、購入した肥料を使用する作物

助成金額

同農地で複数回作付けした場合でも1作のみの面積に対して

水稻、大豆、麦等の土地利用型作物

850円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

野菜、果樹、茶等の園芸作物・工芸作物

1,700円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

施設花き

425円/1a（2a以上を対象とし、1a単位で切り捨て算出）

※助成金の振込手数料は申請者負担となります。



申請方法

申請期間

令和7年7月1日[火]～令和7年8月29日[金]

提出書類

- ①申請書（様式1）、チェックシート
- ②作付（予定）の確認書類
（水稻細目書（写）、農業委員会が発行する耕作証明書（写）、農業共済加入承諾書（写）等）
- ③振込先が確認できるもの（通帳の見開きページ等の写し）

申請書様式

JA山口中央会ホームページからダウンロード
又は JA山口県周南統括本部営農経済部、周南農林水産事務所農業部、市農政担当課で入手できます。

提出先

JA山口県周南統括本部（各営農センター・購買店舗）に持参下さい。

相談窓口

- 周南地域農業再生協議会 事務局
（JA山口県周南統括本部 営農経済部）
- 周南農林水産事務所 農業部

TEL 0833-45-6011

TEL 0834-33-6453

事務局

JA山口中央会 総合対策部 TEL 083-973-2247

ホームページ <https://www.ja-yamaguchi.jp/association/archives/jigyoku25.html>



JA山口中央会
ホームページ